

Tadaoka 商工会 ニュース

第218号 発行所: 忠岡町商工会 〒595-0812 忠岡中1丁目1番23号 電話 (0725) 33-3208 FAX (0725) 32-4880
<https://www.tadaoka.or.jp/> info@tadaoka.or.jp (印刷 原印刷)

商工会会員数	
製造	102
建設	238
小売	75
卸売	26
サービス	107
その他	180
計	728
(法人 227)	
(個人 501)	
令和4年1月31日現在	

個人で事業をおこなっている方の

相談無料
秘密厳守

決算申告相談会

悩むよりまずは相談! 忠岡町商工会は、あなたの身近な相談相手です!!

ご相談には下記の書類をご持参ください

①令和2年分と今回送付されてきた令和3年分の申告書・決算書

ご注意 令和2年分でe-TAXをご利用された方は、申告書等が送られてきていませんので税務署から送られてきたお知らせはがきまたはお知らせ通知書をご持参ください。

②昨年1年間の売上(収入)・仕入・経費金額のわかるもの

③国民年金保険料・国民年金基金掛金の控除証明書

ご注意 紛失された場合は年金加入者ダイヤル☎0570-003-004で再発行を受けてください。

④昨年中に支払った国民健康保険料・介護保険料等の金額がわかるもの

⑤生命保険・地震保険・小規模企業共済等の控除証明書

⑥医療費の領収書(令和3年1月1日~令和3年12月31日に支払ったもの)

⑦昨年中に土地・建物・株式の売買があった場合は、事前にお問い合わせください。

⑧期末商品等の棚卸在庫金額がわかるもの

⑨コロナ対策で受け取った各種支援金額のわかるもの

※給与所得者や年金受給者などの確定申告につきましてはテクスピア大阪などの申告会場でご相談ください。

《雑収入となります》
●所得税…課税 ○消費税…非課税
(例) 営業時間短縮協力金/月次支援金/一時支援金/雇用調整助成金等



青色申告はもちろん
白色申告・消費税の
ご相談もどうぞ!

相談日 **3月4日(金)まで**

時間 **9時~17時** (12時~13時は除く)

会場 **忠岡町商工会**

申告と納税 確定申告期限は以下のとおり!

- ・所得税 → 3月15日(火)まで
- ・個人事業者の消費税 → 3月31日(木)まで

※新型コロナの影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、**簡易な方法**(注1)により申告・納付期限の延長を申請することができます。(ご自身にてご提出していただくこととなります)

(注1) 申告書の右上余白に『新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請』と記載する必要があります。
※4月16日以降に申告される場合は、『延長申告書』の提出が必要です。

令和3年度

大阪府商工関係者表彰

(2月8日付)

☆大阪府知事表彰

商工会役員として

副会長 大西 隆氏
理事 中西 章氏

泉大津税務署
からのお知らせ

申告書の作成は、ご自宅
で国税庁HPからスマホ申告がオススメです。

【開設場所】

テクスピア大阪1階
(泉大津市旭町22-145)

【開設期間】

2月16日(水)~
3月15日(火)

※土・日・祝日等を除く

【相談受付時間】

9時~16時
※申告会場専用の駐車場

はありません。
①入場には『入場整理券』
が必要です。LINE
から事前発行できるほ
か、会場当日発行し
ます。

②来場者数に応じて、早
めに受付を終了する場
合があります。

③ボールペン・計算器具
をご持参ください。

④マスク着用をお願いし
ます。なお、発熱等の
ある方は入場をお断り
します。

【スマホ申告について】
申告書の作成は、ご自
宅で国税庁HPから行う
ことも可能です。

【問】泉大津税務署
☎33・5601

【問】大阪府中小企業支
援室 ☎06・62110
9494

大阪府では、必要事項
に絞り込んだシートを公
表しています。QR先か
らご覧ください。

《「これだけは!」
シートについて》

事業継続計画を策定す
ることで、欠勤者が増え
ても、業務継続が可能と
なり、取引先などの関係
先からの信頼性向上に繋
がります。

中小企業 支援策情報

経済産業省により、新
型コロナウイルス感染症
の影響を受ける事業者等
に対して、次の各種支援
事業が措置されます。

【事前確認について】
250万円、個人事業者
等は上限最大で50万円が
支給されます。

【問】大阪府中小企業支
援室 ☎06・62110
9494

【問】事業復活支援金
相談窓口 ☎0120
789・140

【給付額】
中小法人等は上限最大

30年11月以降の同売上
と比較し、30%以上減少
した事業者が対象です。

【対象者】
新型コロナウイルスの
影響を受け、令和3年11
月~令和4年3月のいづ
れかの月の売上が、平成

【問】事業復活支援金
相談窓口 ☎0120
789・140

【給付額】
中小法人等は上限最大

30年11月以降の同売上
と比較し、30%以上減少
した事業者が対象です。

【対象者】
新型コロナウイルスの
影響を受け、令和3年11
月~令和4年3月のいづ
れかの月の売上が、平成

【問】事業復活支援金
相談窓口 ☎0120
789・140

【給付額】
中小法人等は上限最大

30年11月以降の同売上
と比較し、30%以上減少
した事業者が対象です。

【対象者】
新型コロナウイルスの
影響を受け、令和3年11
月~令和4年3月のいづ
れかの月の売上が、平成

【問】事業復活支援金
相談窓口 ☎0120
789・140

【給付額】
中小法人等は上限最大

事業継続のために
計画を策定しましょう
コロナ禍において、多
くの社員が欠勤し、事業
継続に支障が出る事も想
定されます。

事業継続計画を策定す
ることで、欠勤者が増え
ても、業務継続が可能と
なり、取引先などの関係
先からの信頼性向上に繋
がります。

《雇用保険料率(案)》

	現行	R4.4 ~R4.9	R4.10 ~R5.3
一般の事業	0.9% (0.3%)	0.95% (0.3%)	1.35% (0.5%)
農林水産・ 清酒製造の 事業	1.1% (0.4%)	1.15% (0.4%)	1.55% (0.6%)
建設の事業	1.2% (0.4%)	1.25% (0.4%)	1.65% (0.6%)

(カッコ内は労働者の負担割合)

法改正により、企業には育児休業を取得しやすい環境づくり、自身または配偶者が妊娠・出産したことを申し出た労働者に対する育休制度等の個別周知・意向確認等が義務付けられます。(令和4年4月1日施行)
また、令和4年10月には、男性向けの制度が新設され、男女問わず育児休業の2分割取得が可能となります。

雇用関係法改正事項等について

雇用保険料率引き上げ
雇用保険の料率は現行0.9%であり、事業主が0.6%、労働者が0.3%を負担しています。

政府は、新型コロナウイルス感染症による収入減少を補償するための「改正育児・介護休業法」の施行について

開催報告！「インボイス制度 対応セミナー」

忠岡町商工会では、1月25日に税理士によるインボイス制度に関するセミナーを開催しました。インボイス制度の内容やその対応についてのセミナーでした。15名(うちWEB13名)に参加して頂きました。講義内容については次の通りです。
インボイス制度とは？
インボイスとは、適格請求書とも呼ばれ、現在の請求書に「事業者の登録番号」や「品目ごとの税率」「税率別の消費税額の合計額」を追加して記載した請求書のことです。



令和5年10月以降には、一般課税を選択している消費税課税事業者が仕入控除を受けるためには、インボイスが必要となります。インボイスを発行するためには税務署への登録が必要となります。
免税事業者はどうする？
課税売上高が1,000万円以下の免税事業者については、適格請求書発行事業者へ登録することは、任意の選択となります。
なお、免税事業者を継続して選ぶ場合はインボイスを発行できません。取引先にインボイスの発

従業員が新型コロナウイルス関係で出勤できないときは…

1. 濃厚接触者の新たな定義とは
濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症陽性者と、感染可能な時期(有症状者は発症日2日前以降、無症状者は陽性となった検体採取日2日前以降)に濃厚接触(1メートル以内、15分以上、感染防御策なしに接触)のあったものをいいます。

濃厚接触者の方は、新型コロナウイルス感染症患者と最後に接触があった日から7日間経過後(8日目)、待機解除となります。ただし、その後も患者と最後に接触があった日から10日間は、健康観察期間となります。

2. 従業員から濃厚接触者等が出たときは
労働基準法では、会社の都合で従業員を休ませる場合には休業手当(平均賃金の100分の60以上)の支給が必要です。濃厚接触者の従業員が無症状である場合は、会社都合に当たり、休業手当の支給が必要となります。

なお、社会保険に加入している従業員が陽性のため休業する場合には、協会けんぽ等に傷病手当金の請求が可能です。

※なお、コロナ関連で従業員が休む際に、使用者が年次有給休暇を一方的に取得させることはできません。(厚生労働省ホームページより抜粋)



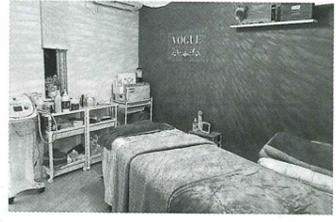
忠岡町ビジネスプランコンテスト

忠岡町特定創業支援事業の一環で、募集していました、『2022年忠岡町ビジネスプランコンテスト』について、書類審査に合格した方を対象に2月10日審査会を開催しました。

発表者からの熱のこもったプレゼン発表の後、厳正なる審査の結果、塩谷正美氏が奨励賞を受賞されました。忠岡町内では珍しい事業であり、今後の成長が期待されます。

【奨励賞】 healing spa salon VOGUE 塩谷 正美氏
塩谷氏は、本格的な小顔コルギとドライヘッドスパのプライベートサロンを忠岡町内の自宅で営業されています。リラックスできる空間で、一人ずつ施術を受けられます。

- ▶コルギ(骨気)…韓国発祥のオールハンドによる小顔美容法です。日本人向けに痛みを和らげる等、お客様に合った独自のアプローチが可能です。
- ▶ドライヘッドスパ…オイルや水を使わず頭皮をもみほぐします。21の手技を持つヘッドマイスターが極上の癒しを提供します。(写真は店舗内、施術室)



禁煙は何歳からでも何度でもチャレンジできます
(大阪府和泉保健所・忠岡町・忠岡町商工会)

商工会へのお問い合わせ
☎0725-33-3208
月～金曜日の午前9時～
午後5時30分(祝日を除く)
個人会費 年間12,000円～
法人会費 年間36,000円～

商工会会員 募集中!
商工会は中小企業の経営相談所です
通常の経営相談はもちろん、創業のご相談も随時、ご相談いただけます。
■融資・税務・法律・労務などの無料相談
■定期健康診断
■各種セミナーへの参加
■労働保険事務組合への労働保険事務の委託
■各種共済への加入
(退職金共済、火災共済、倒産防止共済)
《最近のご相談例》
◆開業にあたって開業資金を借りたいがどのようにすれば良いか?
◆補助金申請に当たって経営計画書作成が必要なので支援してほしい。
◆従業員雇用と外注とのメリット、デメリットは?

建設業 一人親方 労災特別加入制度
加入できる方
労働者を使用しないで、建設の事業(大工・左官・電気工事など)を行うことを常態とする一人親方及びその事業に従事する家族従業員。
労災保険料
保険料は年2万2,986円～16万4,250円の間で希望する日額に応じて選択できます。
手数料
保険料とは別途に、特別加入者1名につき年額6,000円。(商工会に未加入の方については別途会員登録が必要/個人会費年額12,000円)
※ご加入手続・詳細は商工会までお問い合わせください。